

【トルコ法制ニュースレター：基礎編 第1回】

- トルコ投資環境の概観：地理的優位性と国際貿易ハブとしての地位 -

中東ニュースレター

2026年2月13日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

廣澤 太郎

t.hirosawa@nishimura.com

藤岡 七海

n.fujioka@nishimura.com

監修協力:

Aksan Law Firm

メフメト・タシュ

A K S A N | LAW FIRM

1. はじめに

この度、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、トルコの大手法律事務所である AKSAN の監修のもと、トルコへの進出や投資をご検討されている、あるいは既に現地で事業を展開されている日本企業の皆様に向けて、トルコの複雑かつダイナミックなビジネス法務環境を分かりやすく解説するニュースレターシリーズを創刊いたします。

トルコは、欧州と中東・アジアを結ぶ戦略的な要衝であり、その独特的な地理的・経済的地位ゆえに、法規制の枠組みや運用実務が急速に変化しています。本シリーズでは、最新の法制度の動向や実務上の留意点を段階的かつ深掘りして提供することで、皆様の事業の成功を法務面からサポートすることを目指します。

第1回となる本稿では、まずトルコ市場のマクロな魅力と、トルコの国際的なビジネスハブとしての地位について、その法的・経済的な基盤を概観いたします。

2. トルコ：三大陸を結ぶ戦略的要衝

トルコは、ヨーロッパ、アジアとアフリカの地理的な交差点に位置しています。この戦略的な立地が、トルコを単なる単独の市場としてではなく、周辺広域市場へのゲートウェイとして機能させています。

(1) 巨大な市場ポテンシャルと若い労働人口

トルコは、伝統的な農業、近代産業、そしてダイナミックなサービス部門が組み合わさった大規模な自由市場経済を形成しており、2024年の世界GDPランキングで17位に位置しています。

- 人口構成の優位性：**トルコは、欧州で2番目に大きな人口を擁しており、約8,560万人（2024年時点）が暮らしています。特筆すべきは、国民の年齢中央値が34歳と、欧州連合（EU）の平均よりも10.5歳若く、人口の約4分の3が15歳から64歳の生産年齢人口である点です。OECDのデータ

夕によると、トルコは世界で 6 番目に、欧州では 3 番目に大きな労働力人口を抱えています。

- **産業構造：** GDP への貢献はサービス業（52.2%）、工業（31.87%）が中心であり、製造業では自動車、繊維、消費財が牽引役となっています。また、近年はテクノロジー、金融サービス、ヘルスケアといったサービス業や防衛産業も成長を支えています。

(2) 広大な国際貿易ネットワークと物流の優位性

トルコは、その地理的な利点を活かし、国際的な貿易・物流のハブとして機能しています。

- **地域間の結節点：** イスタンブールからは、欧州、西・中央アジア、中東、アフリカの主要都市まで飛行機で約 4 時間圏内にあり、物流の要衝となっています。
- **貿易体制の基盤（トルコ・EU 関税同盟）：** トルコの貿易政策の核心は、1995 年に発効した EU とのトルコ・EU 関税同盟です。この関税同盟は、トルコが EU の共通貿易政策に沿った貿易政策を採用することを求めており、EU 法制との整合性が図られています。
- **FTA ネットワークの拡大：** トルコは、EU 関税同盟に加え、24 件の自由貿易協定（FTA）を既に発効させており、周辺市場へのアクセスを確保しています。さらに、日本、インドネシア及び GCC（湾岸協力会議）との間でも FTA 交渉を積極的に進めています。
- **最新の物流動向：** イスタンブール空港はハブ空港として急速に成長し、2024 年には航空貨物の取扱量でドイツのフランクフルト空港を抜き、急速な伸びを示しています。物流面では、トルコを拠点としてロシアやイランを迂回し、ジョージア、アゼルバイジャン、カスピ海を経由して中央アジア諸国へアクセスする輸送ルートへの関心が高まっています。

3. 外国投資家保護の法的基盤

トルコは、海外からの直接投資を促進するために、自由な投資環境と投資家への強力な法的保護を基本原則としています。

(1) 内国民待遇原則と届出制の採用

外国直接投資法（Foreign Direct Investment Law No. 4875）が、トルコの外国直接投資の原則的な法的枠組みを定めています。

- **内国民待遇：** 外国投資家は、特定の限定された分野を除き、トルコ国内の投資家と同等の地位に置かれます（内国民待遇の原則）。これにより、外国投資家は、トルコの国内企業と同じ形態で会社を設立したり、支店、駐在員事務所を開設したり、既存企業の株式を取得したりする自由が認められています。
- **許可制から届出制へ：** 2003 年 6 月に施行された新外国直接投資法により、外資による会社設立手続

きは、審査・承認制から届出制へと大幅に簡略化されました。

(2) 国際条約による投資家保護の強化

トルコは、国内法による保護に加え、国際的な条約を通じて外国投資家の権利を強固に保護しています。

- **二国間投資協定（BITs）**： 2024 年 11 月時点で、トルコは日本との二国間投資協定（BITs）を含む 89 件の二国間投資協定を締結しています。これらの協定は、国内法が提供する保護を上回る、国際仲裁による紛争解決オプション、公正衡平待遇（Fair and Equitable Treatment）、完全な保護と安全、そして収益の自由な海外送金（Expatriation of Profits）といった投資家保護の権利を規定しています。
- **国際仲裁の利用可能性**： トルコは、国際投資紛争解決センター条約（ICSID Convention）及び外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（New York Convention）の当事国であり、ICC の仲裁判断などの主要な国際仲裁機関の仲裁判断は、トルコの公序に反しない等の条件の下、一定の手続きを経て執行可能です。国際仲裁による判断がトルコ国内で執行されるための法的枠組みも整備されています。また、イスタンブール仲裁センター（ISTAC）も、国際的に受け入れられた仲裁プラットフォームとして機能しています。
- **外国裁判所の判決**： トルコには、外国裁判所の判決をトルコ国内の裁判所の命令によって承認・執行可能とするための法令が存在します。

4. 最新の投資トレンドと高まるコンプライアンス意識

トルコはすでに、トルコの経済発展目標に沿った質の高い外国直接投資（FDI）案件の誘致を加速させるためのロードマップとして、2024 年から 2028 年までの FDI 戦略を発表しています。近年のトルコ市場の動向は、マクロ経済の変動にもかかわらず、特定の高成長セクターと国際的なコンプライアンス基準へのコミットメントによって牽引されています。

(1) 活発化する M&A と注目セクター

トルコの 2025 年の M&A 市場は、マクロ経済の安定化努力に支えられ、前年比 33.8% 増の 118 億 8,100 万ドルと好調を維持し、外国投資家による取引総額は 2025 年を通じて約 82.1 億ドルに達しました。

- **テクノロジーとエネルギー**： 2023 年時点で、テクノロジー、インターネット・モバイルサービス分野が M&A 件数（123 件）を牽引し、エネルギー部門（31 件、5.7 億ドル）も大きな取引を誘引しました。2024 年も、コンピュータープログラミング、金融サービス、産業製造、エネルギーなどの高成長セクターに投資が集中しています。
- **「キラー・アクイジション」への対応**： トルコ競争当局（TCA）は、テクノロジー企業の買収を捕

捉するために、2022 年に売上高閾値の例外を導入し、デジタルプラットフォーム、ソフトウェア、フィンテック、バイオテクノロジー、ファーマコロジー、ヘルスケア技術などの分野に属する企業の買収を、対象会社の売上高が低くても届出義務の対象としています。

(2) 國際的コンプライアンス基準へのコミットメント

トルコは、国際的な不正防止・資金洗浄対策の枠組みに積極的に参画しています。

- **AML/CTF の強化：** 金融活動作業部会（FATF）の勧告に準拠し、金融犯罪捜査委員会（MASAK）は、暗号資産サービスプロバイダー（CASP）を資金洗浄・テロ資金供与対策（AML/CTF）の対象とし、顧客デューデリジェンスやトラベルルール（Travel Rule）への遵守に関する詳細なガイドラインを発行しています。
- **ESG の統合：** EU の企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）や企業サステナビリティ報告指令（CSRDI）といった取り組みの影響を受け、トルコの M&A 市場においても ESG 要素の統合が進展しています。

5. 結びに

トルコ市場は、その巨大な人口、戦略的な立地、そして国際的な法体系との高い整合性により、日本企業にとって計り知れない機会を提供しています。特にテクノロジーやエネルギー分野における成長と、強固な国際貿易ネットワークは、周辺地域を含めた事業展開の強力なプラットフォームとなり得ます。

次稿では、トルコでの事業開始の第一歩として不可欠な、「法人形態の選択肢：株式会社（AŞ）と有限責任会社（LTD）の比較と最新の資本金規制」について詳しく解説いたします。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所 AKSAN によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、turkish_newsletter_project@eml.nishimura.com までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、隨時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com